

議会運営委員会 送付5-3

「千代田区議会は、東京地方裁判所で「詐欺罪相当」の判決を受けた下記の区議会議員の辞職勧告決議を行うことを要請する」の陳情

受付年月日 令和5年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年1月30日

千代田区議会議長 桜井 正 様

件名 「千代田区議会は、東京地方裁判所で「詐欺罪相当」の判決を受けた下記の区議会議員の辞職勧告決議を行うことを要請する」の陳情

陳情者

住所（住民登録地）

電話

理由

1. 平成31年（2019年）5月16日東京地方裁判所は、千代田区議会議員（林則行、河合良郎、早尾恭一、高澤秀行）に対し平成23年度政務調査費（公金）として、千代田区議会議長に申告したタクシー代209件は虚偽記載で「悪意で不当に利得（詐欺相当）をしている」と約98万円の返還命令を受けた。
2. 4名の区議会議員は判決を受け約98万円を返還した。
3. その後、早尾恭一区議は令和3年2月に執行された千代田区長選挙に立候補したが落選した。
4. こうした不当利得（詐欺罪相当）の有罪判決があれば、公務員はもちろん一般企業でも懲戒解雇相当が行われている。
5. 他の自治体ではこうした不正行為をした場合、いずれも当該議会での厳しい追及により、自ら議員辞職をしている。
6. しかし林則行、河合良郎、高澤秀行の3名はその後自民党会派に所属し、現在まで区議会議員にとどまっている。
7. これまで、千代田区議会は、3名の区議会議員に対し責任追及もなく何なら厳しい対応をこななかった。
8. 今年4月の統一地方選挙では、現千代田区議会議員はこれまでの対応から区民の厳しい審判を受けるだろう。
9. 以上から、千代田区議会議員は早急に3名の区議会議員に対し辞職勧告などの厳しい処分を行うよう強く要請します。

